

少年審判規則改正概要

第1 観護の措置等の通知先の拡大に関する改正

(観護の措置に関する通知・法第十七条等)

第22条 観護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第十七条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第十七条第一項第二号の措置が執られている事件について法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、少年にこれらの者がいないときは、少年の申出により、その指定する者一人に、これをしなければならない。

3 第一項の通知は、観護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

(下線部が改正部分である。以下同じ。)

1 改正案の理由及び内容

(1) 第1項について

刑事処分相当の検察官送致決定の根拠規定が少年法(以下「法」という。)

20条1項と特定されたこと、特定少年における検察官への送致についての特例規定(法62条1項)が新設されたことに伴い、形式的な改正を行うことが考えられる。

(2) 第2項及び第3項について

現行規則22条においては、観護措置決定、観護措置取消決定若しくは観護措置変更決定をした場合又は観護措置が勾留とみなされる場合、観護措置等について、保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者各1名に通知しなければならないとされているところ、特定少年については、民法の成年年齢の引下げによって監護権の対象から外れ、「少年に対して法律上監護教育の義務ある者」(法2条2項)としての保護者が存在しないことになり、付添人がない場合には、観護措置等に関する通知がいずれの者にもされない場合が生じることになること、観護措置等の通知制度の重要性は17歳以下の者についても同様であり、これらの者についても法2条2項の定める保護

者がいない場合は生じ得ることから、観護措置決定若しくは観護措置変更決定又は観護措置が勾留とみなされる場合については、刑事手続における勾留通知に係る規律（刑事訴訟法79条，刑事訴訟規則79条）を参考に、観護措置等に関する通知先を拡大する改正を行うことが考えられる。

また、観護措置の取消しの場合については、少年に対し、あらかじめ通知先に関する意思を確認することが実務上困難であることから、少年の意思確認をせずとも通知先が定まるようにしつつ、通知先を拡大する改正を行うことが考えられる。

第2 観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護人選任権の告知における申出先の拡大に関する改正

（観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等）

第24条の2 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。ただし、法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をする場合において、法第十条第一項の規定により選任された弁護士である付添人があるときは、弁護人を選任することができる旨は告げることを要しない。

2 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

3・4（略）

1 改正案の理由及び内容

(1) 第1項について

付添人選任権者の範囲が拡大されたこと（法10条1項）、刑事処分相当の検察官送致決定の根拠規定が法20条1項と特定されたこと、特定少年における検察官への送致についての特例規定（法62条1項）が新設されたことに伴い、形式的な改正を行うことが考えられる。

また、いわゆるみなし勾留の場合における弁護人選任権の告知について、年齢超過を理由とする検察官送致の場合、付添人選任権者が選任した弁護士付添人は弁護人とみなされない（法45条6号，45条の2）にもかかわらず、改正前の本項によると、この場合であっても、付添人選任権者が選任した弁護士付添人があるときは、弁護人選任権の告知を要しないこととなる。しかし、この場合において、弁護士付添人があるときでも、弁護人を選任で

きる旨を告げることが適切とされ、実務上もそのような運用がされていることから、刑事処分相当の検察官送致決定の場合にのみ、弁護士選任権の告知を要しないことを明確化する改正を行うことが考えられる。

(2) 第2項について

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）により、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設されたことに伴い、刑事訴訟法76条についての改正と同様に、弁護士選任権を告知する際の弁護士選任申出に関する教示事項につき、指定先となる弁護士法人に弁護士・外国法事務弁護士共同法人を加える改正を行うことが考えられる。

第3 執行指揮が必要な決定を整理する改正

(決定と同行状の執行指揮)

第4条 法第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項本文、第二十四条第一項第二号及び第三号、第二十六条の二本文、第二十七条の二第五項本文及び第六十四条第一項第三号の決定並びに同行状は、決定をし又は同行状を発した家庭裁判所の裁判官の指揮によつて執行する。

1 改正案の理由及び内容

家庭裁判所による決定の執行を定める法26条で挙げられている法18条（児童福祉法の措置）、20条（検察官への送致）及び24条1項1号（保護観察処分）の決定について、いずれもその執行を観念できず、実務上も執行指揮を要しないとされていることから、今般の改正により、これらの決定が法26条1項の定める執行の対象から除かれた。これに伴い、本条においても、これらの決定に係る規定を削除するほか、同様の趣旨で法19条2項（年齢超過による検察官送致決定）及び23条1項に基づく決定に係る規定を削除することが考えられる。

また、特定少年における保護処分についての特例（法64条）に係る規定が新設されたことに伴い、形式的な改正を行うことが考えられる。

第4 その他の改正

(決定書)

第2条 1～4（略）

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一（略）

二 法第二十条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第六十二条第一項及び第六十四条の決定

三～五（略）

6・7（略）

（下線部が改正部分である。以下同じ。）

1 改正の理由と内容

刑事処分相当の検察官送致決定の根拠規定が法20条1項と特定されたこと、特定少年における検察官への送致についての特例（法62条1項）及び保護処分についての特例（法64条）に係る規定が新設されたことに対応し、形式的な改正を行うことが考えられる。

（決定の告知）

第3条 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、審判期日において言い渡さなければならない。

一 法第二十四条第一項及び第六十四条第一項の決定

二（略）

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少年の面前で言い渡さなければならない。

一（略）

二 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件についての法第二十条第一項及び第六十二条第一項の決定

3～6（略）

1 改正の理由と内容

(1) 第1項1号

特定少年における保護処分についての特例規定（法64条）が新設されたことに対応し、形式的な改正を行うことが考えられる。

(2) 第2項2号

刑事処分相当の検察官送致決定の根拠規定が法20条1項と特定されたこと、特定少年における検察官への送致についての特例規定（法62条1項）が新設されたことに対応し、形式的な改正を行うことが考えられる。

（決定の通知）

第5条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第六十二条第一項又は第六十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項の決定をしたときも、同様とする。

2・3（略）

1 改正の理由と内容

2条5項2号と同様の理由により、形式的な改正を行うことが考えられる。

(少年鑑別所等への通知)

第21条の2 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときも、同様である。

1 改正の理由と内容

3条2項2号と同様の理由により、形式的な改正を行うことが考えられる。

(検察官への送致の方式・法第二十条第一項等)

第24条（略）

1 改正の理由と内容

3条2項2号と同様の理由により、見出しを改めることが考えられる。

(観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所・法第四十五条第四号等)

第24条の3 検察官は、あらかじめ、裁判長に対し、法第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容されている者について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときには本人を他の少年鑑別所若しくは刑事施設に収容すること又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により留置施設に留置することに同意するよう請求することができる。

2・3（略）

1 改正の理由と内容

3条2項2号と同様の理由により、形式的な改正を行うことが考えられる。

(保護処分¹の決定の言渡・法第二十四条等)

第35条（略）

2（略）

1 改正の理由と内容

3条1項1号と同様の理由により、見出しを改めることが考えられる。

(保護処分¹の決定の方式・法第二十四条等)

第36条（略）

1 改正の理由と内容

3条1項1号と同様の理由により、見出しを改めることが考えられる。

(各種の保護処分¹の形式と通知等・法第二十四条)

第37条 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の決定をするには、保護観察をすべき保護観察所を、法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をするには、送致すべき少年院の種類（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）を指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の決定をしたときは保護観察所長に、法第二十四条第一項第二号の決定をしたときは児童相談所長に、同項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をしたときは少年鑑別所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

1 改正の理由と内容

3条1項1号と同様の理由により、形式的な改正を行うことが考えられる。

(環境調整の措置・法第二十四条等)

第39条（略）

1 改正の理由と内容

3条1項1号と同様の理由により、見出しを改めることが考えられる。